

東日本大震災で被害を受けられた皆様へ

## 県税の優遇措置のお知らせ

### 1 代替自動車の非課税措置について

地震又は津波による被災自動車の代替自動車を取得した場合、申請により自動車取得税及び平成 25 年度までの各年度の自動車税が非課税となります。

被災自動車



震災により滅失・損壊

代替自動車



非課税

買い換え

納付済みの場合は還付

### 2 相当の修繕費を要した自動車の減免措置について

地震又は津波により自己の所有する自動車が損害を受け、修繕費（保険金、損害賠償金等により補てんされる金額を除く。）が被災前の自動車の価格の30%以上である場合は、申請により自動車税の減免措置を受けることができます。

原子力災害による被災自動車については現在救済措置を検討中です。

### 3 被災代替家屋等の不動産取得税について

東日本大震災により被災した家屋の所有者が、平成33年3月31日までに新たな家屋を取得された場合、「新たに取得された家屋」の不動産取得税が軽減されます。

また、被災した家屋の敷地である土地の所有者についても、同様の軽減措置があります。



震災や津波により家が損壊

- ・ 代わりの家を建てる予定
- ・ 代わりの家を買う予定

### 4 個人事業税の課税等について

県内で事業を営んでいる方を対象とした個人事業税は、通常8月31日（第1期分）までと11月30日（第2期分）までの2回に分けて納めることになっていますが、平成23年度課税分については東日本大震災に伴う納期限等の延長措置により、納税通知書の発付を延期しています。

また、事業用資産に受けた損害の程度に応じて減免を受けることができます。

詳しくは、最寄りの県税部に気軽にお問合せください。

#### お問い合わせ

県北地方振興局県税部	電話024-523-4789
県中地方振興局県税部	電話024-935-1233
県南地方振興局県税部	電話0248-23-1512
会津地方振興局県税部	電話0242-29-5233
南会津地方振興局県税部	電話0241-62-5212
相双地方振興局県税部	電話0244-26-1123
いわき地方振興局県税部	電話0246-24-6024
県庁総務部税務課	電話024-521-7067